

議員提出議案第6号

「同一労働同一賃金」の実現に向けた取組を求める意見書

女性や若者などの多様で柔軟な働き方を尊重しつつ、一人一人の活躍の可能性を大きく広げる上で、我が国の労働者の約4割を占める非正規雇用労働者の待遇改善は、喫緊の課題となっています。現在、この非正規雇用労働者の賃金やキャリア形成などの処遇について、例えば非正規雇用労働者の賃金水準は正規雇用労働者（正社員）の6割程度にとどまるなど、雇用形態の違いにより大きな開きが生じています。

今後、急激に生産年齢人口の減少が進む我が国においては、多様な労働力の確保とともに、個々人の労働生産性の向上もまた差し迫った課題であり、賃金だけでなく、非正規雇用も含めた全ての労働者のキャリア形成を促進する職業訓練プログラムの開発・実施など、雇用の形態に縛られない均等・均衡待遇の確保が、ますます重要になっています。

今この時、賃金の見直しやキャリアアップ、ワーク・ライフ・バランスの実現に資する多様な正社員のモデル事例などの普及も含め、「同一労働同一賃金」の考え方に基づく非正規雇用労働者の待遇改善のための総合的な施策を迅速に実施できるかどうか、我が国の将来を左右すると言っても過言ではありません。

よって、国においては、我が国独自の雇用慣行や中小企業の適切な支援にも十分に留意しつつ、非正規雇用労働者に対する公平公正な処遇を確保し、その活躍の可能性を大きく広げる「同一労働同一賃金」の一日も早い実現に向け、以下の事項について取り組むことを強く求めます。

- 1 非正規雇用労働者と正社員の間の不合理的な待遇差を事例等で示すガイドラインを早急に策定し、是正すべき待遇差を明らかにすること。
- 2 非正規雇用労働者と正社員の間に待遇差がある場合に事業者に対して説明義務を課すなど、両者の待遇差の是正が円滑に行われるよう関係法令の整備を進めること。
- 3 とりわけ厳しい経営環境にある中小企業において、非正規雇用労働者に対する昇給制度の導入による賃金アップ等の待遇改善に積極的に取り組むことができるよう、様々な支援の在り方について十分に検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年10月21日提出

提出者	さいたま市議会議員	鶴崎敏康
	同	高野秀樹
	同	上三信彰
	同	山崎章
賛成者	さいたま市議会議員	帆足和之
	同	高柳俊哉
	同	井上伸一
	同	神田義行